

新型コロナウイルス感染症に関連する相談窓口および人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症に関わる人権侵害で悩んでいる場合は、一人で抱え込まず、下記の人権相談窓口にご相談ください。

○学校における人権相談【香川県教育委員会 人権・同和教育課】

電話：087-832-3780（平日 9:00-17:00）

○24時間いじめ電話相談【香川県教育センター】

電話：087-813-1620

0120-0-78310（24時間子供 SOS ダイアル）

（通年 24時間 対象：おおむね 18歳までの子どもとその保護者）

○人権に関する相談【香川県総務部 人権・同和政策課】

電話：087-832-3205（平日 9:00-17:00）

○みんなの人権 110番【法務省】

電話：0570-003-110（平日 8:30-17:15）

○子どもの人権 110番【法務省】

電話：0120-007-110（平日 8:30-17:15）

新型コロナウイルスに対する不安が広がる中、感染者や濃厚接触者とその家族、医療従事者とその家族、外国にルーツを持つ人、他県からの来訪者等に対する差別的言動やインターネット・SNS上での悪質な書き込みが国内で起きています。

どのような場合であっても、差別、偏見、いじめ、誹謗中傷等は許されるものではありません。

このような状況だからこそ、他の人の気持ちになって考えてみましょう。ソーシャルディスタンスを保ちつつ、心の距離はお互いに縮め、みんなで差別や偏見のない社会をつくっていきましょう。新型コロナウイルス感染症に関わる人権侵害を防ぐために、以下の点への留意をお願いします。

1 正しく知る

新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報の中には、不確かな情報や事実と異なる情報もあります。情報にコントロールされるのではなく、自らが適正に情報をコントロールし、正しい認識を持ちましょう。

2 正しく判断する

新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報とそれに基づく正しい認識を基に、自分の人権感覚に裏づけられた豊かな想像力を働かせ、何が正しいのかを適切に判断しましょう。

3 正しく行動する

新型コロナウイルス感染症に関して、悩んでいる人や孤立している人はいないかという視点に立ち、お互いの人権に配慮した言動をとることができるようにしましょう。このような時だからこそ、人と人のつながりが何より大切です。

新型コロナウイルス感染症を理由とした 差別や偏見などでつらい思いをしたら

児童生徒等の皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口は、下記の通りです。一人で苦しまず、ぜひ利用してみて話をしてみてください。

- 24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm

- 子どもの人権110番《法務省》 0120-007-110
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

- 都道府県警察の少年相談窓口
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

- いのちの電話の相談 0120-783-556
一般社団法人日本いのちの電話連盟
<https://www.inochinodenwa.org/>

- チャイルドライン(18歳までの子供が対象) 0120-99-7777
<https://childline.or.jp/>

- 新型コロナこころの健康相談電話 050-3628-5672
一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人日本公認心理師協会
<http://www.jsccp.jp/info/infonews/detail?no=730>